

大阪府発達障がい児者支援プラン

平成26年3月

大阪府

1 プランの趣旨等	4
(1)趣旨.....	4
(2)基本的な考え方(重層的な支援体制の構築).....	4
● 目指すべき重層的な支援体制(概念図).....	5
● 支援体制の整備に係る市町村と大阪府の役割.....	6
● 支援の対象とすべき発達障がい児者について.....	7
2 具体的な施策展開	9
(1)早期発見から早期発達支援へ.....	10
(2)医療機関の確保等.....	14
(3)発達支援体制の充実.....	16
(4)学齢期の支援の充実.....	18
(5)成人期の支援の充実.....	22
(6)家族に対する支援.....	30
(7)相談支援の充実.....	32
(8)支援の引継のための取組.....	34
(9)府民の発達障がいの理解のための取組.....	36
3 プラン期間終了時まで目指すべき姿	38

(1) 趣旨

- 本プランは、「第4次大阪府障がい者計画」において「支援の谷間」とされた発達障がい児者支援について、平成25年3月に策定した「大阪府発達障がい児者支援体制整備検討報告書」において示された方向性に基づき、今後の具体的施策や年度ごとの実施スケジュールなどを示すもの。

(2) 基本的な考え方(重層的な支援体制の構築)

- 発達障がいについては、それぞれの特徴に応じた支援や配慮が重要であり、平成26年1月に批准した障害者権利条約や改正障害者基本法及び障害者差別解消法においても障がい者に対する「必要かつ合理的な配慮」の取組が求められることになった。
- 今後はこのような考え方を踏まえつつ、発達障がい児者に対して、それぞれのライフステージに応じた一貫した切れ目のない支援が行われるよう、大阪府、市町村、学校、支援機関、医療機関、企業等がそれぞれの役割に応じて連携しつつ、発達障がい児者の特性理解に基づく重層的な支援体制を構築することを目指す。
- なお、本プランの計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とする。

目指すべき重層的な支援体制(概念図)

身近な地域社会で福祉、医療、教育、労働分野等の各主体が連携し、早い段階から自立への支援を実施するとともに、より専門性の高い課題等については広域で補完する重層的な支援体制を構築する。併せて、各主体間の適切な情報のつなぎや、一般府民・企業等の適切な理解に基づく合理的な配慮が自然に提供される社会の実現を目指す。

【府域】

<果たすべき機能>

- ①高度の専門的支援
- ②人材育成 等

<関係機関の例>

福祉:発達障がい者支援センター
障がい者自立相談支援センター
医療:府立精神医療センター、府立母子保健総合医療センター、こころの健康総合センター
教育:大阪府教育センター
労働:障害者職業センター、OSAKAしごとフィールド
職業カウンセリングコーナー

【中間圏域】

<果たすべき機能>

- ①専門的支援
- ②地域支援 等

<関係機関の例>

福祉:圏域療育拠点事業所、子ども家庭センター
子ども・若者自立支援センター
医療:圏域の中心となる医療機関
教育:支援学校
労働:就業・生活支援センター、
地域若者サポートステーション、ハローワーク

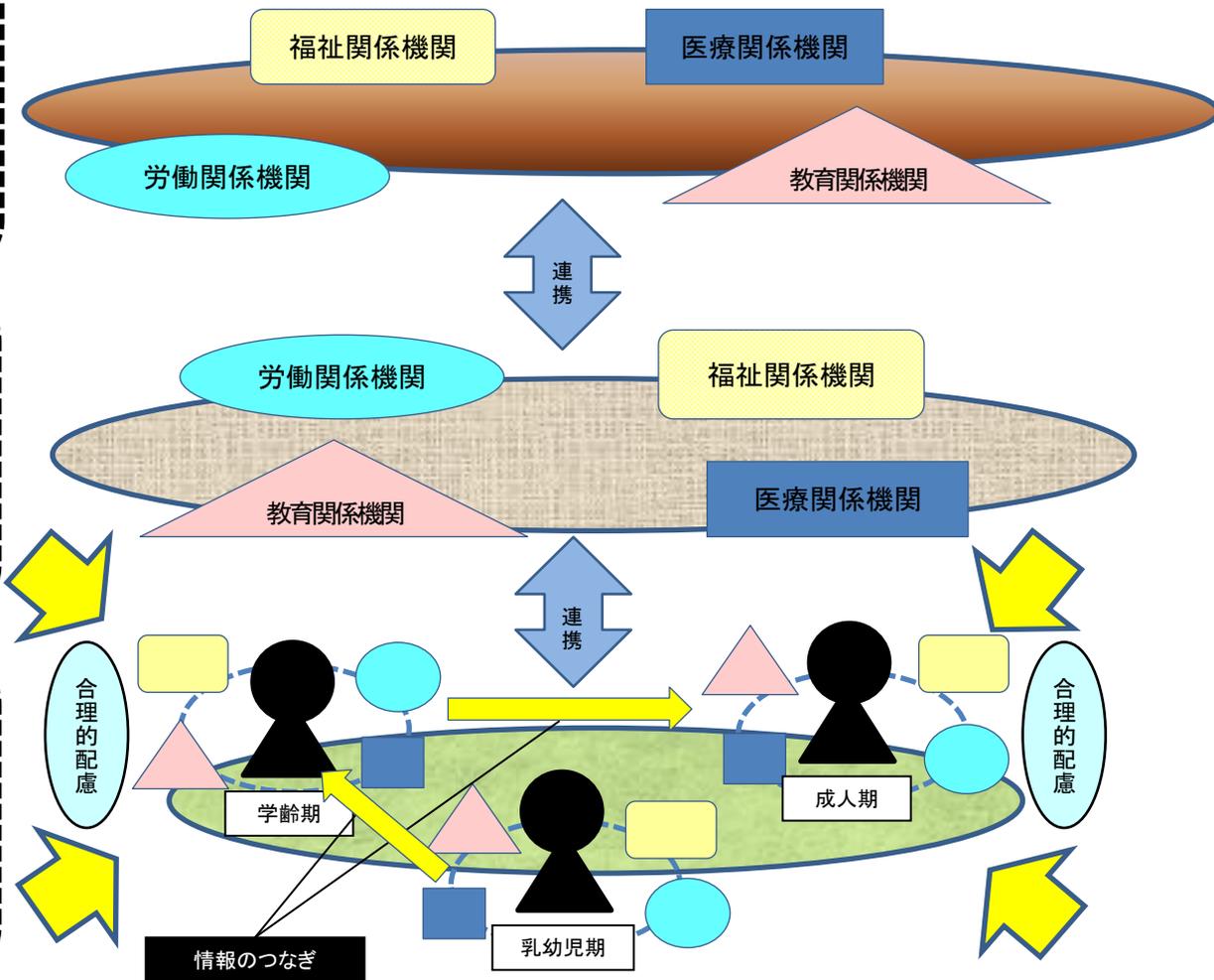
【市町村域】

<果たすべき機能>

- ①身近な地域で早い段階からの支援
- ②生活の場での支援

<関係機関の例>

福祉:保育所、児童発達支援センター、
児童発達支援事業所
地域活動支援センター
医療:地域の医療機関
教育:幼稚園、小中学校、高校
労働:就労移行支援事業所、
就労継続支援事業所(A型、B型)



支援体制の整備に係る市町村と大阪府の役割

- 平成24年度の児童福祉法の改正に伴い、障がい児の通所サービスの実施主体が市町村に移管され、障がい者施策と同様、障がい児の発達支援については市町村が担うことになった。
- このため、発達障がい児者に対する支援については、今後、市町村がその体制整備に向けて取り組んでいく必要があるが、府としては広域的な観点に立ち、市町村が早期から円滑に体制整備を行うように、また市町村間で格差が生じることのないように、支援を行っていく必要がある。

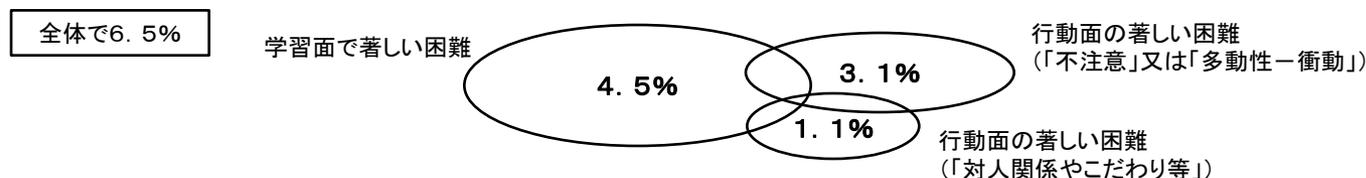
〔大阪府が行っていくべき支援策〕

- 市町村が発達障がい児者支援に係る体制を検討するにあたって参考となるモデルの提示・市町村の先導的取組の周知等
(例:乳幼児健診問診項目の提示等)
- 発達障がい児者支援に係る人材の養成、機関支援
(例:医師・保健師研修、障がい児者に対する支援機関への支援等)
- 広域的観点から実施すべき施策
(例:雇用施策、高校、医療機関情報の整備等)

支援の対象とすべき発達障がい児者について

(1) 発達障がいに関する調査研究の現状と大阪府で推定される発達障がい児者の数

- 広汎性発達障がい(自閉症スペクトラム障がい)の出現率は、人口の1～2%程度と見られている。(厚生労働省「みんなのメンタルヘルス総合サイト」より)これを大阪府の人口(平成24年:886万人)に当てはめると、府内で**89,000～177,000人程度**の存在が想定される。
なお、注意欠陥/多動性障がいは学童期の子どもの3～7%、学習障がいは人口の2～10%程度存在するものと見られている。(同サイトより)
- 文部科学省「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査(平成24年)」では、「知的発達に遅れはないものの、学習面又は行動面で著しい困難を示す(発達障がいの可能性があり特別な教育的支援を必要とする)」とされた公立小中学校の児童生徒の割合は、6.5%と報告されている。



- これを大阪府内の公立小中学校の児童生徒の全体数(平成24年:69万人)に当てはめると、府内で**45,000人程度**の発達障がいのある児童生徒の存在が想定される。
なお、上記の割合については、小学校1年生で見ると9.8%となっており、全体の数値を上回っている。
さらに、本調査については、支援学校や支援学級の児童生徒は対象とされていない。
- 府立の高等学校において「発達障がいにより配慮を要する生徒」として把握している人数は、平成24年度において**551人**とされている。
この数字は、府立高等学校に在籍する生徒(平成24年:12.5万人)の0.4%にあたる。

※児童生徒数は学校基本調査(平成24年5月1日時点データ)による

(2) 本プランにおいて支援の対象とする発達障がい児者について

- 発達障がいの出現率等については、上記のとおり研究や報告によってその数値に幅があり、その一方で、一部の専門家等からは従来の報告を上回る出現率も示唆されている。
- また、乳幼児期においては発達障がいの早期発見の重要性が認識され、早期に発達障がいの診断を受ける子どもが増えて支援体制の整備が進みつつある一方で、成人期の発達障がい者については、その支援体制が整備されていないために実態が十分に把握されていないという状況もある。
- さらに、成人になってから不適応を生じて発達障がいの可能性を示唆される人の中には、従来の支援の枠組みに乗らないために実態を把握されていない群もあるものと推測される。
- 一方で、発達障がいの診断を受けながらも様々な支援や周囲の配慮等により、大きな生きづらさを感じずに日常生活を送っている人もいる。

以上より、本プランにおいては、現状の研究や報告で把握されている以上の発達障がい児者が存在する可能性が高いという想定のもとに、発達障がいの診断を受けている人に加え、広く発達障がいの可能性がある人や未診断の人も支援の対象とし、これらの人が支障なく日常生活を送ることができることを目指すものとする。

2 具体的な施策展開

発達障がい児者に対する重層的な支援体制を構築するため、市町村と大阪府が適切な役割分担の下に連携しながら、「大阪府発達障がい児者支援体制整備検討報告書」において示された方向性に基づき、以下の施策を展開していく。

(1) 早期発見から早期発達支援へ

- ① 乳幼児健診精度の向上(乳幼児健診における問診項目等、新たな診断補助装置、保健師に対する人材育成)
- ② 気づきを支援する人材の育成(幼稚園教諭・保育士に対する人材育成)

(2) 医療機関の確保等

- ・ 医療機関の確保、医療機関情報の充実や医療機関のネットワークの構築等

(3) 発達支援体制の充実

- ・ 療育機関の地域支援機能の強化、専門療育の実施に必要な報酬の確保に向けた取組

(4) 学齢期の支援の充実

- ① 通常の学級に在籍する児童生徒への支援
- ② 高等学校における支援

(5) 成人期の支援の充実

- ① 気づき支援
- ② 地域の支援機関のスキルアップ
- ③ 雇用・職場定着の促進

(参考) 障がい者施策以外の成人期の発達障がい者に対する取組

(6) 家族に対する支援

(7) 相談支援の充実

(8) 支援の引継のための取組

(9) 府民の発達障がい理解のための取組

(1) 早期発見から早期発達支援へ(①乳幼児健診精度の向上)

現状と課題

〔乳幼児健診における問診項目等について〕

- 府内市町村の1歳半、3歳児健診で使用される問診票は、発達障がいに関する問診項目が比較的多く含まれているところとそうでないところのばらつきが大きい。
- また、3歳児健診の項目については、1歳半健診と比較して、全般的に発達障がいに関する項目が少ない。
- 1歳半健診から3歳児健診までの間における早期発見のための取組について、検討する必要がある。

〔新たな診断補助装置について〕

- 発達障がい児の中でも、特に自閉症児においては、他者との視線が合いにくい、人の顔よりも、単純な模様や形、反復的なパターンを好むことなどが知られており、新たに開発されたゲイズファインダーは、乳幼児期からの発達特性を客観的な指標を用いてとらえることができ、今後、乳幼児健診時において早期に発達障がいの気づきを促し、早期に適切な支援につなぐためのツールとして期待されている。
- 今後、市町村乳幼児健診現場においてゲイズファインダーを試験的に活用していく中で乳幼児健診等における有効な活用方法を検討していく必要がある。

〔保健師に対する人材育成について〕

- 主たる健診従事者である保健師は、発達障がいの早期発見に重要な役割を担っていることから、保健師に対して継続して発達障がいに関する理解や療育の情報などを提供する必要がある。

目指すべき姿

- 市町村において、乳幼児健診における発達障がい、またはその可能性のある子どもの早期発見について効果的な取組が行われている。
- 府が、保健師に対する人材育成を継続して実施している。

成果指標

- 府内全市町村の1歳半健診、3歳児健診で使用される問診票が、発達障がいの視点を取り入れた内容となっている。
- 府内全市町村において、1歳半健診から3歳児健診までの間における早期発見のための取組が実施されている。
- 今後の検証等を踏まえ、ゲイズファインダー等を使った健診体制が確立している。
- 乳幼児健診を担当する府内市町村の保健師が、発達障がいに関する研修を受講している。

今後取り組む施策

■乳幼児健診における問診票の改訂等

- 平成25年度においては、府障がい者自立支援協議会発達障がい児者支援体制整備検討部会こどもワーキンググループに設置した問診票検討ワーキングチームにおいて、以下の取組を行う。
 - ・乳幼児健診(1歳半・3歳)における発達障がいの早期発見に資する問診項目を提示するとともに「手引書」を作成する。
 - ・1歳半健診から3歳児健診までの間における早期発見のための取組を検討する。
- 平成25年度後半に府から示された問診項目等に基づき、市町村は早期の問診票の改訂と新問診票に基づく乳幼児健診に取り組んでいく。

■ゲイズファインダーを活用した乳幼児健診の検討

- 平成25年度から、府立母子保健総合医療センター及び府立精神医療センターにおいて、外来患者を対象にゲイズファインダーを活用する。
- 平成26年度から、府内市町村において、ゲイズファインダーの乳幼児健診時の活用についてのモデル実施を行う。
- 上記の取組を踏まえ、ゲイズファインダーの活用も含めた効果的な健診体制について検討を行う。

■保健師に対する研修の実施

- 府内市町村保健師に対して、継続して発達障がいに関する理解や療育の情報などを提供する研修を実施する。

今後の取組のスケジュール

	H25	H26	H27	H28	H29
1歳半、3歳児健診問診票の改訂等	(府)問診項目、「手引書」の作成	(市町村)発達障がいの視点を取り入れた問診票による乳幼児健診の実施			
		(府)市町村問診票改訂支援			
		(府)問診項目の検証			
ゲイズファインダーを活用した乳幼児健診の検討	(府)府立母子保健総合医療センター、府立精神医療センターにおける活用				
		(市町村)乳幼児健診時の活用についてモデル実施		効果検証の上、推進方策を検討	
		(府)乳幼児健診での活用検討			
保健師に対する研修の実施	(府)年間200名の研修(3年間で府内全保健師が研修を受講)			検証の上、手法等について見直し	

(1) 早期発見から早期発達支援へ(②気づきを支援する人材の育成)

現状と課題

〔幼稚園教諭・保育士に対する人材育成〕

- 大阪府においては、これまで発達障がい関係職員研修事業の一環として、保育士等を対象とした研修を実施してきた。
- 今後、幼稚園教諭や保育士が、発達障がいの可能性のある子どもへの対応力を高め、適切に支援や配慮が行えるようにしていく必要がある。

目指すべき姿

- 府内幼稚園教諭・保育士が、発達障がい児支援機関と連携し、発達障がいの可能性のある子どもの対応力を高め、その特性に応じた教育・保育を行っている。
- また、必要に応じて保護者の気づきを促すとともに、就学時には就学前の支援の状況を適切に小学校に伝達している。

成果指標

- 府内の幼稚園において、発達障がいに関する研修を受講した教諭がいる。
- 府内の保育所において、発達障がいに関する研修を受講した保育士がいる。

今後取り組む施策

■幼稚園教諭に対する研修の充実

- 公私立幼稚園教諭を対象として、発達障がいに関し早期に気づき、療育へのつなぎや適切な配慮や工夫ができるよう研修を実施する。
- 平成25年度から27年度においては、府として研修を実施するとともに、今後市町村において発達障がいに関する実践的な研修が実施できるよう各園の中核となるスタッフの養成を行う。
- 平成26年度以降、市町村において幼稚園教諭に対する研修を行う。

■保育士に対する研修の充実

- 保育士を対象として、発達障がいに関し早期に気づき、適切な支援や配慮ができるよう研修を実施する。
- 平成26年度より幼稚園教諭と同様、各園の中核となるスタッフの養成を行う。

今後の取組のスケジュール

	H25	H26	H27	H28	H29
幼稚園教諭に対する 研修の充実		(府)年間300名の研修の実施(3年間で府内の全幼稚園において、発達障がいに関する研修を受講)			
		(府)年間40名の各園の中核となるスタッフの養成			
		(市町村)幼稚園教諭に対する効果的な研修の実施			
保育士に対する研修 の充実		(府)年間200名の研修			
		(府)年間40名の各園の中核となるスタッフの養成		検証の上、手法等について見直し	

※平成27年4月から本格施行予定の子ども・子育て支援新制度により、一定数の幼稚園・保育所が「幼保連携型認定こども園」に移行すると見込まれる。「幼保連携型認定こども園」に配置される「保育教諭」(幼稚園教諭と保育士の資格を併有)に対する研修については今後検討。

(2) 医療機関の確保等

現状と課題

〔医療機関の確保〕

- 乳幼児健診において、発達障がいの可能性が指摘されても、保健師が保護者に紹介することのできる医療機関が不足している。
- 専門医療機関においては受診希望が集中し、診療待ちが長期に及ぶなど、結果として早期の発達支援の取組が大きく遅れるといった状況が生じている。
- このため、発達障がいの診断等を行うことができる医療機関の拡充が必要。

〔医療機関情報の充実や医療機関のネットワークの構築等〕

- 府民が、必要に応じて発達障がいに関する診断や医療を受けられるようにするため、容易に医療機関の情報にアクセスできる仕組みや医療機関のネットワークの構築が必要。

目指すべき姿

- 発達障がい児者の診断・診療を担う医療機関が充実している。
- 発達障がいに係る医療機関のネットワークが構築されている。
- 府民がアクセスできる発達障がいに関する医療機関情報が充実している。

成果指標

- 発達障がいの診断等が行える医療機関の情報について、関係機関で共有できるネットワークが構築されている。
- 発達障がいの診断等が行える医療機関の情報について、府民がアクセスしやすいようホームページ等を通じて公表されている。

今後取り組む施策

■専門医師養成研修等の充実

○コアとなる医師の育成

- ・平成25年度より、臨床での実習を含めた専門的な教育養成コースを設定し、育成を図る。

○診療レベルの向上

- ・引き続き、小児科、精神科医師を対象とした、最新の診療情報等を提供する研修を実施する。

■医療機関情報の収集とネットワークの構築等

- 府内の発達障がいの診断、診療を行える医療機関について情報収集し、関係機関のネットワークを構築するとともに、必要な情報について府民がアクセスしやすいようホームページ等を通じて広く公表する。

今後の取組のスケジュール

	H25	H26	H27	H28	H29
専門医師養成研修等の充実	 (府)専門医師養成研修等の実施			 検証の上、手法等について見直し	
医療機関情報の収集とネットワークの構築等	 (府)医療機関情報の収集等の検討	 (府)医療機関情報の収集	 (府)医療機関情報ネットワークの構築及びホームページ等による公表		

(3) 発達支援体制の充実

現状と課題

〔療育拠点の地域支援機能の強化〕

- 大阪府においては、これまで6つの二次医療圏域に1ヶ所ずつ、発達障がい児に特化した療育拠点を設置し、個別プログラムによる療育を実施してきた。
- 平成24年度の児童福祉法の改正に伴い、児童の通所事業が市町村に移管され、市町村において児童発達支援センター及び児童発達支援事業所が整備されることになった。
- このため、今後、療育拠点においては、「大阪府発達障がい児療育拠点」として、圏域における専門療育を担うとともに、その圏域の発達障がい児の発達支援拠点としての役割を担う必要がある。

<大阪府発達障がい児療育拠点としての役割>

- ・圏域内の専門療育を担う他の事業所の育成
- ・圏域内の発達障がい児の支援に関わる事業所の支援及び従事する職員の育成
- ・圏域内における発達障がい児の支援体制の整備にかかわるネットワーク会議の設置・運営

〔専門療育の実施に必要な報酬の確保に向けた取組〕

- なお、現行の児童発達支援や放課後等デイサービスの報酬単価では、個別プログラムにかかる必要な費用等が算定されておらず、個別性の高い支援の提供に見合った報酬上の措置が課題となっている。

目指すべき姿

- 府内において、発達障がい児の個別プログラムによる発達支援を含め、支援を行う事業所（児童発達支援センター、児童発達支援事業所など）が拡充し、府民が容易にこれらの事業所にアクセスしている。

成果指標

- 府内全域に発達障がい児に対する支援を行える事業所が存在している。
- 療育拠点が実施する児童発達支援センター等の機関支援等実施機関120か所。（平成26年度まで）
- 二次医療圏域ごとに、発達障がい児の支援体制の整備にかかわるネットワークが構築されている。

今後取り組む施策

■「大阪府発達障がい児療育拠点」としての地域支援機能の強化

- 発達障がい児に対する発達支援を行う事業所及び人材を育成する。
- 二次医療圏域において、発達障がい児の支援体制の整備にかかわるネットワーク会議を設置・運営する。

■専門療育の実施に必要な報酬の確保に向けた取組

- 個別プログラムによる療育や療育に先立ち必要な発達検査等について、適切に報酬に反映されるよう、国への要望を行う。

今後の取組のスケジュール

	H25	H26	H27	H28	H29
障がい児通所支援事業者への支援 ・人材育成 ・機関支援 ・ネットワーク会議の設置・運営		(府)障がい児通所支援事業者への人材育成・機関支援等(H24～26年度で120か所)、地域におけるネットワーク会議の設置	通所支援事業者の指定状況等を勘案して、推進方策を検討		
専門療育の実施に必要な報酬の確保に向けた取組		(府)専門療育の実施に必要な報酬について国へ提案			

(4) 学齢期の支援の充実(①通常の学級に在籍する児童生徒への支援)

現状と課題

- 支援学級では在籍者数が10年間で約2.3倍に増加
(通常の学級から途中転籍に至るケースもある)
 - ・支援学級においては「個別の教育支援計画」を作成し、指導・支援を行っている
- 障がいのある児童生徒の指導・支援のあり方については、支援学校のセンター的機能を活用
- 通常の学級では発達障がいなどで下記のような困り感を持ち、支援を必要とする児童生徒が約6.5%在籍(小学校1年生でみると9.8%)
【H24国調査(H24.12.5公表)より】

- 集中力が長く続かない
- 教員の指示がわからず課題ができない
- 感情のコントロールができず、うまくコミュニケーションがとれないなど集団生活になじめない

- ◎ それらの児童生徒も含めた学級全体に対する指導(理解しやすいよう配慮した授業改善など)の必要性

- ・多くの学級担任や教科担当が、発達障がいに関して十分な知識やノウハウがなく、指導に困難を感じている
- ・各授業や学校生活で全教員の指導に一貫性がなく、発達障がいのある子どもが混乱している学校が多い
- ・幼・小・中学校でのそれぞれの対応にとどまり、学校種間での引継ぎがうまく行われていない

目指すべき姿

教員・学校

- 支援教育に関する専門性及び指導力の向上
- 学校園内で一貫した指導
- 幼・小・中学校園での一貫した指導とスムーズな引継ぎ

児童・生徒

- すべての児童・生徒の学習活動の充実
- 互いに理解し合い、ともに伸びようとする集団

成果指標

「授業内容がわかる」子どもを増やす
→ 全国平均をめざす(H27)

今後取り組む施策

■通常の学級における発達障がい等支援事業の実施

○実践研究校園(研究校園)

- ・すべての子どもにわかりやすい授業展開や教材の開発
- ・すべての子どもが認め合える学級集団づくり
- ・学校全体で一貫した指導、校種間のスムーズな引継ぎ

○アドバイザースタッフ(学識経験者)による指導・助言

- ・研究1校園あたり、アドバイザースタッフを2年間で5回派遣する

○成果の共有と普及

- ・府内全幼・小・中学校教員対象(私立幼稚園も含む)に地区ごとに実践交流のための研修会を実施

■通級指導教室の充実・活用

- ・通常の学級における授業づくりや集団づくりに活かされるよう、指導の専門性やノウハウを発揮

今後の取組のスケジュール

	H25	H26	H27	H28	H29
通常の学級における発達障がい等支援事業	事業の実施		事業成果の普及		
通級指導教室の充実・活用	全市町村において213教室を設置	国定数を活用した通級指導教室の充実			

(4) 学齢期の支援の充実(②高等学校における支援)

現状と課題

- 障がい等により修学上の配慮を要する生徒は、府立高等学校における調査で増加傾向にあることがわかる。特に、発達障がいにより配慮を要する生徒の増加が顕著となっている。
- 発達障がいのある生徒は、その特性から学校生活や卒業後の社会生活に不適應を起こす場合がある。
- このため、高校卒業後の就労や進学など、環境が大きく変化する中で自立していくことが大きな課題となっている。
- 発達障がいのある生徒への適切な指導や支援のために「個別の教育支援計画」を生徒、保護者とともに全教職員の共通理解を図りながら作成・活用する必要がある。

目指すべき姿

- 発達障がいのある生徒の特性の見立てが適切に行われ、生徒の自覚が促されるとともに、学校がその特性を把握して支援している。
- これらの情報について、進学先、就職先への確実な引継ぎがなされている。
- 卒業後の自立した社会生活に必要な力が育成されている。

成果指標

- 発達障がいのある生徒について、個々の特性を把握する手法と適切な指導・支援について全府立高校に共有されている。
- 支援を要する生徒について、個別の教育支援計画が作成されている。

今後取り組む施策

■高校生活支援カードの実施

- 高校生活に不安を感じている生徒や理解されにくい障がいである発達障がいのある生徒、またはその特性のある生徒の状況やニーズについて、本人や家族が作成するカードの回収を通じて入学時に把握し、支援のスタートとする。
- カードの内容をもとにして、個別の教育支援計画を作成する。

■府立高等学校から4校をモデル校に臨床心理士を配置し、生徒の個々の特性を把握する手法を研究する。

- 各校の現状と課題を明らかにし、取組の方向性を定める。
- 発達障がいのある生徒の個別の状況と本人のニーズに応じたアプローチを臨床心理士と連携して行う。

■成果をフォーラム等を通じて共有し、普及させる。

- 「高等学校における支援教育推進フォーラム」において、成果の発信と共有を行う。

今後の取組のスケジュール

	H25	H26	H27	H28	H29
高校生活支援カードの実施	(府)モデル校実施	(府)全校実施			
高等学校における発達障がい等支援事業の実施	(府)モデル校の取組み			(府)成果の共有と普及	

(5) 成人期の支援の充実(①気づき支援)

現状と課題

〔平成21年度大阪府成人期発達障がい者実態調査〕

- 大阪府内の相談・支援機関を利用した15歳以上の発達障がいまたはその可能性がある者のうち、「発達障がいの疑いありとされるが未診断」の割合が約4割を占めている。
- 本人の支援ニーズについては、「発達障がいの診断・診療」が最も高い。

〔平成24年度府内の病院・診療所の精神科対象のアンケート調査〕

- 診断を行いやすくするために必要な事項としては「乳幼児期から記録された生育歴情報」が71%と最も高い。

〔子ども・若者自立支援センターにおける支援の状況〕

- 府内に10か所に設置しているひきこもり支援施設である「子ども・若者自立支援センター」においては、支援対象者であるひきこもり等青少年のうち、概ね2～3割がその背景として発達障がいあるいはその可能性があるのではないかと想定されている。

目指すべき姿

- 支援につながっていないために困り感を抱えている発達障がいの可能性のある人に対して、適切な支援につながるようなサポート体制が構築されている。
- 市町村の相談機関やひきこもり支援機関等の支援機関において、診断や支援を求める発達障がいの可能性のある人に対しスムーズに診断機関や支援機関につなぐことができる。

成果指標

- 府内全市町村において、発達障がいの可能性のある人に対して、支援が適切に行われている。

今後取り組む施策

■発達障がい者気づき支援事業の実施

- ひきこもり支援や青少年の就労支援を行うNPO法人等において、これまでの支援において培ったノウハウを活用し、発達障がい者(可能性のある人を含む)に対する訪問支援、診断前相談および生育歴の聞き取りシート(さくらそうシート)を用いた診断補助の実施により、支援につながっていない成人期の発達障がい者を支援につなぐ。
- 平成26年度より、具体的な支援事例を分析し、ひきこもりを中心とした思春期・青年期の発達障がい者への診断前相談等に関する支援プログラムを開発する。

今後の取組のスケジュール

	H25	H26	H27	H28	H29
発達障がい者気づき支援事業の実施					
	(府)ひきこもり支援施設等における診断前相談等の実施			(市町村等)支援プログラムを活用した診断前相談等の実施	
		(府)診断前相談等の支援プログラムの開発			

(5) 成人期の支援の充実(②地域の支援機関のスキルアップ)

現状と課題

- 成人期の発達障がい者を対象とした実態調査によると、発達障がいがある本人の支援ニーズとして、就労支援や生活支援 日中活動の場などのニーズが高い。
- 地域の支援機関における発達障がい者に対する対応についてのニーズ調査の結果、発達障がいに対する基礎的な理解や障がい特性に配慮した対応のノウハウなどの研修ニーズが高い。
- 地域の就労支援や職場定着支援の核となる府内18ヶ所の障害者就業・生活支援センターでは、平成24年度9,371人(在職中4,189人)の障がい者が登録しており、職場訪問7,640件を実施し、就職後1年の職場定着率は75%(発達障がい者を含む精神障がい者65%)である。発達障がい者を含む精神障がい者からの相談は増加しており、手帳がなく、診断を受けていない状態で来所するケースもある。
- 支援に際しては、丁寧で緻密な対応を必要とするケースが多く、マンパワーと時間が足りない傾向にある。発達障がい者を受け入れる体制が整っていない就労移行支援事業所等もあり、受け入れ環境やプログラムの整備が必要とされる。

目指すべき姿

- 府内において、就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センター、地域活動支援センターなど障がい者の就労支援や職場定着支援、生活支援を行う機関において、発達障がい者に対する支援を行う事業所が拡充し、府民が容易にこれらの事業所にアクセスしている。

成果指標

- 府内全域に発達障がい者に対する支援を行える事業者が存在している。

今後取り組む施策

■ 発達障がい者支援コーディネーターの派遣等

- 平成25年度から27年度にかけて就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センター、地域活動支援センターなど障がいの就労支援や職場定着支援、生活支援を行う機関において、発達障がい者支援コーディネーターを派遣し、機関支援や就労準備性を高めるプログラム研修を実施し、発達障がいの就労、生活支援の充実を図る。
- 平成26年度において、地域の資源情報を集約した支援マップを作成する。
- 平成27年度において、支援事例の積み上げにより支援マニュアルを作成、各支援機関や市町村に配布し、全体のスキルアップを図る。

今後の取組のスケジュール

	H25	H26	H27	H28	H29
発達障がい者支援コーディネーターの派遣等	(府)アクトおおさか等が障がいの支援機関に発達障がい者支援コーディネーターを派遣し、機関支援や就労準備性を高めるプログラム研修を実施。				
		(府)地域の支援マップの作成	(府)支援マニュアルの作成	(支援機関・市町村)支援マニュアルに基づく支援の実施	

(5) 成人期の支援の充実(③雇用・職場定着の促進)

現状と課題

- 平成25年4月から民間事業主における障がい者の法定雇用率が従前の1.8%から2.0%に上げられ、50人以上56人未満の民間事業主も新たに法定雇用率の対象となった。
- 平成25年6月1日現在の大阪の民間事業主の実雇用率は1.76%(対前年0.07ポイント増)、法定雇用率達成企業割合は40.7%(対前年4.2ポイント減)となっている。
- 精神障がい者の雇用義務化に伴い、平成30年度以降、法定雇用率のさらなる引上げが見込まれる中、ハローワークを通じた発達障がい者を含む精神障がい者保健福祉手帳所持者の就職件数は、平成24年度には1,104件となり、平成17年度(285件)と比べて3.87倍に増加している。
- 地域の就労支援や職場定着支援の核となる府内18ヶ所の障害者就業・生活支援センターでは、平成24年度9,371人(在職中4,189人)の障がい者が登録しており、職場訪問7,640件を実施し、就職後1年の職場定着率は75%(発達障がい者を含む精神障がい者65%)である。【再掲】
- 人材の育成や就職支援・雇用機会の拡大と併せて、職業訓練段階から企業支援に至るあらゆるステージで、職場定着を念頭に置いた取組を進める必要がある。

目指すべき姿

- 府内の民間企業等において、障がい者雇用への理解が進み、働きたいと願う障がい者が能力や適性を活かして仕事に就き、働き続けることのできる環境が整備されている。

成果指標

- 平成30年4月からの精神障がい者の雇用義務化を見据え、平成29年度までに大阪の民間事業主の実雇用率が法定雇用率の2.0%以上となっている。

今後取り組む施策

■ 発達障がい者雇用支援事業

○緊急雇用創出基金(重点分野雇用創出事業)を活用し、発達障がい者を雇用している民間企業等における雇用事例集及び雇用啓発リーフレットを作成し、民間企業等への普及・啓発を進める。

■ 成長産業企業活用人材育成事業 精神障がい者定着支援コース

○緊急雇用創出基金(企業支援型地域雇用創造事業)を活用し、失業者を「精神障がい者定着支援サポーター」として雇用し、企業の人事担当者や、精神障がい(発達障がいを含む)のある従業員への職場適応を支援し、職場定着を促進する。

■ 雇用・職場定着への支援

○精神障がい者(発達障がい者を含む)の雇用や職場定着を促進するため、企業の従業員を職場内のサポーターとして養成する。

○働く精神障がい者(発達障がい者を含む)のセルフコントロールを企業がサポートするための効果的な雇用管理手法の普及を行う。

■ 発達障がい者対象の職業訓練

○大阪障害者職業能力開発校、芦原高等職業技術専門学校、多様な委託訓練において、自分の適性に合った作業能力を伸ばすと共に、就労に向けて社会生活技能訓練や職場体験実習を通じて、職場適応能力を養成する。

今後の取組のスケジュール

	H25	H26	H27	H28	H29
発達障がい者雇用支援事業 【緊急雇用創出基金事業】	雇用事例集と啓発リーフレットの作成	民間企業等への雇用事例集・啓発リーフレットの普及・啓発や雇用管理セミナーの開催			
精神障がい者定着支援コース 【緊急雇用創出基金事業】	定着支援サポーターの養成・支援				
雇用・職場定着への支援		各年度100人の職場内サポーターを養成			
		効果的な雇用管理手法の普及			
発達障がい者対象の職業訓練	職業訓練の実施(年間定員23名)		職業訓練の実施		

(参考)障がい者施策以外の成人期の発達障がい者に対する取組

成人期の発達障がい者支援については、いわゆる障がい者施策としての取組に加えて、障がい者施策以外の取組も重要な役割を果たしてきた。

例えば、労働相談機関やニート就労支援施設、ひきこもり支援施設などにおいては、それぞれの施策を進めていく中で発達障がい者またはその可能性のある人への支援に取り組んでいるところであり、今後、発達障がい者支援の充実に向け、さらに連携を深めていく。

(1)ハローワーク

府内16カ所のハローワーク(公共職業安定所)において、個々の障がい者に応じた、きめ細かな職業相談を実施するとともに、福祉・教育等関係機関と連携した「チーム支援」による就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を実施している。

併せて、ハローワークとの連携の上、大阪障害者職業センターにおいて、職業評価、職業準備支援、職場適応支援等の専門的な各種職業リハビリテーションを実施している。

(2)OSAKAしごとフィールド

・職業カウンセリングコーナー

発達障がい、あるいはその可能性がある人を含む一般府民を対象に、職業適性に関する相談を実施している。専門のカウンセラーによる職業適性検査や面談により、来談者が自己理解を深め、適切な職業選択や進路選択を行えるように働きかける。必要に応じて、医療・福祉等の関係機関とも連携し支援を行っている。

・サポートステーション

国データによると、支援窓口に来所するニート状態の若者のうち、2割強が発達障がい又は発達障がいの可能性のある若者となっている。サポートステーションでは、これら若者に対して個々の特性や困難性に応じた就業支援を行うとともに、必要に応じて保健・医療機関や大阪府発達障がい者支援センター等の専門支援機関の紹介を行っている。

(3)子ども・若者自立支援センター

府内10ヶ所に設置しているひきこもり支援施設である「子ども・若者自立支援センター」では、訪問支援や相談、居場所支援等の支援メニューの提供等、ひきこもり等青少年に対する支援が行われており、センターの窓口につながった発達障がい又は発達障がいの可能性がある青少年については、臨床心理士等の有資格者が対応し、必要な関係機関等と連携するなどして各人に応じた支援を行っている。

(6) 家族に対する支援

現状と課題

- 発達障がい児者にとって、保護者やきょうだいなどの家族はライフステージのあらゆる場面で最も身近な存在であり、家族のエンパワメントが乳幼児期から成人期までの一貫した支援の基礎となる。
- 特に、子育てに不安を持つ親に対する継続的な支援が求められている。
- このため、家族に対する発達障がいの正しい理解や、家族が取り組む発達支援のスキルを高めるような支援、同じような経験を持つ家族が支援者になって、家族の不安に寄り添った相談を可能とするような仕組みの構築を検討すべきである。
- また、不登校やひきこもりの状況にある児童・生徒においては、その背景の一つとして発達障がいの可能性が想定され、このような児童・生徒がいる家族に対する支援が求められる。

目指すべき姿

- 児童発達支援事業所や市町村において、発達障がい児の保護者に対する「ペアレント・トレーニング」等が実施されている。
- 府内において、発達障がい児・者の家族が自らの経験や知識を活かし、先輩として、同じ発達障がい児・者の家族の悩みを共感的に傾聴し、地域の情報などを提供しながら寄り添い、支えていく「ペアレント・メンター」事業が展開されている。
- 福祉と教育の連携により、学校・地域における家庭教育支援の取組等において、発達障がいの特性を踏まえた家族支援が実施されている。

成果指標

- 府内全域において、「ペアレント・トレーニング」等の保護者に対する支援プログラムが実施されている。
- 大阪府において、「ペアレント・メンター事業」が実施されている。
- 福祉と教育の連携による家族支援を実施する市町村数が増加している。

今後取り組む施策

■ペアレント・トレーニング等の実施

- 平成25年度より市町村や事業所におけるペアレント・トレーニングの展開を図るため、府において府内6ヶ所の療育拠点が中心となってペアレント・トレーニングを実施するとともに、平成26年度よりペアレント・トレーニングのインストラクターの養成研修を実施する。
- 府内6ヶ所の療育拠点において行っている保護者研修をベースにして、児童発達支援センター等で療育を受けている発達障がい児の保護者に対する支援プログラムを市町村において実施する。

■ペアレント・メンター事業の推進

- 平成25年度の検討を踏まえ、平成26年度以降、発達障がい児の保護者が相談相手（ペアレント・メンター）となり、発達障がいを指摘された子どもの保護者からの相談を行うペアレント・メンター事業の展開を図る。平成26年度においては、ペアレント・メンター及びメンターと相談希望者とのマッチングなどを行うコーディネーターの養成に取り組む。

■福祉と教育の連携による家族支援の推進

- 平成26年度以降、市町村教育委員会において、子育てに不安や負担感を持ち、地域から孤立しがちな保護者・家庭に訪問支援を行っている家庭教育支援チーム等に対し、発達障がいの専門知識を持つコーディネーターを派遣、チームの発達障がい児者に対する支援力を高める。

今後の取組のスケジュール

	H25	H26	H27	H28	H29
ペアレント・トレーニング等の実施	(府)ペアレント・トレーニング及び療育を受けている発達障がい児の保護者に対する支援プログラムの実施、ペアレント・トレーニング・インストラクター養成			(事業所・市町村)ペアレント・トレーニング等の実施	
ペアレント・メンター事業の推進	(府)ペアレント・メンター事業の検討	(府)ペアレント・メンター事業の推進			
福祉と教育の連携による家族支援の推進 (発達障がい者支援コーディネーター派遣事業)			(府)支援マニュアルの作成		(支援機関・市町村)支援マニュアルに基づく支援の実施
		(府)家庭教育支援チームと福祉との連携による家族支援の推進			

(7) 相談支援の充実

現状と課題

〔発達障がい者支援センター〕

- 大阪府発達障がい者支援センター(アクトおおさか)においては、府内の発達障がい児者に対する支援を総合的に行う拠点として、発達障がい児者及びその家族に対する専門的な相談のほか、専門的な発達支援及び就労の支援、関係機関等に対する発達障がいについての情報提供、研修などを行っている。
- しかし、成人期における発達障がい者の支援については、府内に1ヶ所の発達障がい者支援センターでは、十分な支援ニーズにこたえることが難しい状況にある。また、市町村によっては、アクトおおさかへの距離的な遠さも課題である。
- 一方、発達障がい者支援センターの役割として、発達障がい児者にかかる支援機関などの相互の緊密な連携を確保し、地域のネットワークを構築する「地域支援体制」の推進が求められている。

〔相談支援事業所による相談支援〕

- 法改正により、発達障がいを障がい福祉サービスの対象とすることが明確化されたが、市町村の相談支援事業所での発達障がい児者の相談の受け入れは進んでいない。(新制度において事業所の体制が整っていない上に、発達障がいの特性を踏まえた支援についてのノウハウが不足している。)

目指すべき姿

- アクトおおさかを中核として、発達障がい児者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージを通じた支援のためのネットワークが構築されている。
- 府内において、発達障がい児者に対して相談支援を行う事業所が拡充し、府民が容易にこれらの事業所にアクセスしている。

成果指標

- 府内全域において発達障がい児者の相談窓口となる相談支援事業所が整備されている。

今後取り組む施策

- アクトおおさかにおいて、引き続き府内における発達障がい児者及びその家族を対象に、専門的な相談・発達支援・就労の支援を行っていく。また、発達障がい児者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージを通じた支援のためのネットワーク構築を目的として「大阪府発達障がい者支援センター連絡協議会」を運営し、関係機関等との連携を強化する。
- 地域の相談支援事業所において、発達障がい児者の特性に応じた支援力を高めるため、アクトおおさかにおいて機関支援の充実を図る。
- サービス等利用計画策定スキルの向上等、支援体制の充実策を検討し、さらなる施策の実施につなげる。

今後の取組のスケジュール

	H25	H26	H27	H28	H29
アクトおおさかにおける専門的な相談・発達支援・就労の支援及び関係機関等との連携強化	(府)アクトおおさかにおける専門的な相談支援等				
	(府)「大阪府発達障がい者支援センター連絡協議会」の運営				
相談支援事業所への機関支援の実施等	(府)アクトおおさかが相談支援事業所への機関支援を実施 (H23～各圏域1か所)	(府)アクトおおさかの地域支援機能の強化による相談支援事業所への機関支援の充実		効果検証の上、推進施策を検討	

(8) 支援の引継のための取組

現状と課題

- 発達障がい児者支援に関する施策を展開するにあたっては、乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた適切な支援を行うこととあわせて、その支援がライフステージを通じて途切れることがないように一貫して取り組むことが必要である。
- そのためには、個別の診断結果や生育歴等の情報について、ライフステージごとに支援を担う関係機関へ適切に引き継いでいくことが重要である。
- 本人や家族にとっても、相談機関や支援機関が変わるたびに、生育歴や支援の状況などを説明することは、精神的負担が大きく、その軽減のためには、支援の引継に関する仕組みが必要である。

目指すべき姿

- 発達障がい児者がこれまで受けてきた支援の内容、生育歴などの基礎的な情報を保護者と関係機関との間で共有化するとともに、その情報が確実に次のライフステージに引き継がれるような仕組みが構築されている。

成果指標

- 府内全市町村において支援の引継のための仕組みが構築されている。

今後取り組む施策

○発達障がい児者がライフステージの変化に影響されることなく継続した支援が受けられるような引継が行われるよう、市町村等の先進事例などを踏まえて計画的なつながりのシステム構築に資する「支援の引継に関する手引き」(仮)を作成する。

「支援の引継に関する手引き」(仮)の構成(案)

- ◆ 支援の引継に関する課題・引継のシステムの意義
- ◆ 支援の引継の内容
 - ・本人の情報(プロフィール、生育歴、医療・服薬の記録、受診歴・検査歴)
 - ・乳幼児時の記録(生活の記録、保育園・幼稚園・通園施設等の記録、相談支援の記録、小学校への引継事項)
 - ・就学期の記録
 - 小学校(生活の記録、個別の教育支援計画、個別の指導計画、相談支援の記録、中学校への引継事項)
 - 中学校(生活の記録、個別の教育支援計画、個別の指導計画、相談支援の記録、高等学校等への引継事項)
 - 高等学校(生活の記録、個別の教育支援計画、個別の指導計画、相談支援の記録、大学等への引継事項、事業所等への引継事項)
 - 大学(生活の記録、相談支援の記録、事業所等への引継事項)
- ・成人期への記録(生活の記録、仕事の記録、相談支援の記録)
- ◆ 支援の引継の場
 - ・カンファレンス、個別の担当者間の引継
- ◆ 先進事例
 - ・池田市「Ikedas」 岸和田市「あゆみファイル」

今後の取組のスケジュール

	H25	H26	H27	H28	H29
支援の引継の実施		(府)支援の引継に関する手引きの作成	(市町村)的確な仕組みによる支援の引継の実施		

(9) 府民の発達障がいの理解のための取組

現状と課題

- 発達障がいのある人が安心して地域生活を送るためには、周囲の正しい理解が必要であり、行政機関や教育機関、児童発達支援事業所等の支援機関のみならず、企業や、司法関係など様々な対象者に対する啓発を行うとともに、広く一般府民への啓発を行っていく必要がある。
- 平成26年1月に批准した障害者権利条約や障害者基本法の改正及び障害者差別解消法において、障がい者の社会生活を妨げている「社会的障壁」を除去するための、「必要かつ合理的な配慮」に社会が取り組んでいくことが求められている。
- 障害者雇用促進法において、雇用の分野における障がい者への差別の禁止と合理的配慮の提供義務等が新たに規定され、平成28年4月から施行される。今後、禁止される差別や合理的配慮の具体的な内容について、国の指針が策定される予定。

目指すべき姿

- 府民や支援機関、企業など、社会全体が発達障がいの特性や配慮すべき事項などについて理解するとともに、それぞれの立場で、発達障がいのある人にとっての「社会的障壁」を除去するための配慮や工夫を行っている。

成果指標

- 府及び府内全市町村において発達障がいに関する啓発活動が実施されている。

3 プラン期間終了時までを目指すべき姿

	具体的な 施策展開	目指すべき姿(成果指標)
1	早期発見から 早期発達支援 へ	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 府内全市町村の1歳半健診、3歳児健診で使用される問診票が、発達障がいの視点を取り入れた内容となっている。 ➢ 府内全市町村において、1歳半健診から3歳児健診までの間における早期発見のための取組が実施されている。 ➢ 今後の検証等を踏まえ、ゲイズファインダー等を使った健診体制が確立している。 ➢ 乳幼児健診を担当する府内市町村の保健師が、発達障がいに関する研修を受講している。 ➢ 府内の幼稚園において、発達障がいに関する研修を受講した教諭がいる。 ➢ 府内の保育所において、発達障がいに関する研修を受講した保育士がいる。
2	医療機関の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 発達障がいの診断等が行える医療機関の情報について、関係機関で共有できるネットワークが構築されている。 ➢ 発達障がいの診断等が行える医療機関の情報について、府民がアクセスしやすいようホームページ等を通じて公表されている。
3	発達支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 府内全域に発達障がい児に対する支援を行える事業所が存在している。 ➢ 療育拠点が実施する児童発達支援センター等の機関支援等実施機関120か所。(平成26年度まで) ➢ 二次医療圏域ごとに、発達障がい児の支援体制の整備にかかわるネットワークが構築されている。
4	学齢期の支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「授業内容がわかる」子どもを増やす → 全国平均をめざす(H27) ➢ 発達障がいのある生徒について、個々の特性を把握する手法と、適切な指導や支援が全府立高校に共有されている。 ➢ 支援を要する生徒について、個別の教育支援計画が作成されている。

	具体的な 施策展開	目指すべき姿(成果指標)
5	成人期の支援 の充実	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 府内全域において、発達障がいの可能性のある人に対して、支援が適切に行われている。 ➤ 府内全域に発達障がい者に対する支援を行える事業者が存在している ➤ 平成30年4月からの精神障がい者の雇用義務化を見据え、平成29年度までに大阪の民間事業主の実雇用率が法定雇用率の2.0%以上となっている。
6	家族に対する 支援	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 府内全域において、「ペアレント・トレーニング」等の保護者に対する支援プログラムが実施されている。 ➤ 大阪府において、「ペアレント・メンター事業」が実施されている。 ➤ 福祉と教育の連携による家族支援を実施する市町村数が増加している。
7	相談支援の充 実	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 府内全域において発達障がい児者の相談窓口となる相談支援事業所が整備されている。
8	支援の引継の ための取組	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 府内全市町村において支援の引継のための仕組みが構築されている。
9	府民の発達障 がい理解のた めの取組	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 府及び府内全市町村において発達障がいに関する啓発活動が実施されている。